

歴史的資産を活用した取り組みの 持続可能なまちづくりへの効果に関する研究

Research on effect to sustainable urban development with approach by utilization historical properties

(研究期間 令和4年度～令和5年度)

社会資本マネジメント研究センター
緑化生態研究室
Research Center for Infrastructure Management
Landscape and Ecology Division

室 長
Head
研 究 官
Researcher

松本 浩
MATSUMOTO Hiroshi
飛田 ちづる
TOBITA Chizuru

It is discussed to show the effectiveness by historical urban management such as “Historical Urban Development” leads to local economic development. Both questionnaire and case studies are constituted of this study. As answer, some of municipalities says tourism development connected with making “Historical Urban Development” plan has positive effectiveness. From the case study, not only tourism also promote migration to vacant houses included historical one. Some of them shows unique case study such as castle stay or support human resource. On the other hand, it is needed to point of view to inherit and conserve history and culture themselves.

〔研究目的及び経緯〕

本研究は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、歴史まちづくり法）に基づく歴史まちづくりの効果の一つである、地方経済振興につながる観光に着目し、歴史まちづくりの成果を活用した、観光振興に関連する先進事例を調査し、取りまとめて手引きを作成し、公開することを目的としている。

現在、歴史的資源の所在の明らかな自治体のうち、歴史まちづくりに取り組んでいない自治体が約 1,000 自治体ある（文化庁の保存対策調査地区を含む市町村）。未指定文化財等を含めれば予備軍はさらに増えると思われる。そのような予備軍は、今、速やかに歴史まちづくりに取り組まないと、貴重な歴史的資源や文化遺産が失われると危惧される。

今年度は令和4年10月時点で認定都市であった87の自治体を対象に、歴史まちづくりと観光に関するアンケート調査を行った。歴史まちづくり計画の作成前後における変化、および今後の歴史まちづくりへの取り組み、歴史まちづくりに取り組む際の課題などを分析した。同時に、歴史まちづくりと観光に関する事例調査を行った。

アンケート結果を量の観点から分析し、整備において最多、最少のものを把握した。最多はいずれの段階でも案内板整備であった。

事例は、当初は民間の観光事業に焦点を当てようと考えたが、歴史まちづくりと地域振興のかかわりを具体的に考えると、観光に限らず幅広い視点が必要であるため、観光の他に移住促進や市民によるまちづくりも含めた事例とした。

〔研究内容〕

1. 自治体への観光に関するアンケート調査と分析

歴史まちづくり法に基づく歴史まちづくり計画作成の際、観光産業もしくは観光振興との関連を調べるため、計画前、計画中、計画後に時期を分けて実施した事業を調査した。また、観光に関する関心や歴史的資源への影響についても調査を行った。

2. 事例調査

認定時期の比較的早い都市（京都市）、立地の特徴的な都市（郡上市）、突出した事例を持つ都市（大洲市）の3箇所、4事例を対象として聞き取りによる事例概要と課題の把握を行った。

〔研究成果〕

1. 自治体への観光に関するアンケート調査と分析

アンケートは87の自治体に配布し、回収できた有効回答数は最終的に80だった。質問数は自由記述を含み11項目である。80の回答から全体の傾向を把握した。歴史まちづくり計画の作成を軸に、計画を検討中（作成前）、実施中、実施後に分けると、すべての時期で最も多い施策は案内板の設置である。観光地図やホームページ等は半数以下となった。「歴史まちづくり計画」作成時点を軸に質問したため、多くの自治体で文化財保存活用地域計画等の関連施策に取り組み案内板等は設置済みであったとも考えられる。

歴史まちづくり計画を作成するにあたり、観光地としての整備を検討したかという質問に関しては、

6割が検討し、検討した自治体のうち、7割以上が実施したと回答している。

さらに、観光地整備と住環境の変化については、観光地整備を行うことで、半数弱に変化があり、9割以上が住民にとり好ましい変化であったと回答している。変化については、歴史的資源の整備による快適性の向上、観光客の回遊性向上や地域住民の地元に対する好感度の上昇などが挙げられた。

また、歴史まちづくりに取り組む理由および背景として聞いた、歴史まちづくりと観光の関係に関する質問では、歴史まちづくりは観光開発を行うものではないという趣旨の回答も見られた。こうした回答は、歴史や文化の継承自体の意義を無視しては、歴史まちづくり法の目的に適わなくなる可能性を示唆していると考えられる。このことは、歴史まちづくりの事業計画および事業実施の際の課題であり、庁内の十分な連携や方針の確認を行い進める必要性を表しているとも考えられる。

2. 事例調査

(1) あじき路地（京都府京都市）

地主兼大家である安食氏が京都市五条に所有する町家を自ら改修し、住居、店舗、事業所いずれかの利用を前提として入居者を募る。入居者は主に20代から30代のものづくりに関わる人材で、若手芸術家支援の一環でもある。安食氏は、大家として入居時の面談、入居者に対する路地の規則への理解と協力依頼を行う。聞き取りからは、知名度上昇に伴う無許可の商用利用の対応への苦慮も窺えた。他に、周辺地域や他地域の類似事業との連携も視野に入れている。市民による歴史的資源を活用したまちづくり活動の一例である。

(2) 誉勘（こんかん）商店（京都府京都市）

京都市の歴史的風致「ものづくり・商い・もてなしのまち京都」「暮らしに息づくハレとケのまち京都」に関わる事業を営む織物問屋である。金色の糸を用いて金模様を織り出す「金襴」という絹織物を商う。建物は歴史的風致形成建造物に指定されている。本業以外に、催事への出展やワークショップの開催などで認知度の向上を図る。行政等による建物の保存整備や西陣織関連の技術支援等は行われているが、個別の企業への支援は行いがたい。一方



絹織物に触れてもらう機会を作るため、マカロンポーチ製作のワークショップを開催している。歴史的な建物の中で当主から絹織物の話を聞き織物に触れられる。

で、企業活動の継続が歴史的風致の継承につながるため、継承すべき風致に含まれる企業の活動の事例として取り上げた。

(3) チームまちや及び町家ステイ等（岐阜県郡上市）

チームまちやは一般財団法人郡上八幡産業振興公社の中の一プロジェクトの位置づけであり、所有者からの空き家の借受けと改修、借用希望者への賃貸まで空き家対策に必要な業務を一貫して担う。町家ステイは、チームまちやとは別の、同公社の手掛けの一棟貸しの宿泊施設である。他に、同公社では商業施設を整備し、多様な店舗への貸し出しを行う予定もある。

チームまちやの成果としてこれまで37軒の改修を実施、住宅兼事業所、もしくは住居として使用されている。入居者は合計約70名、大半が30代から40代であり、子供20名を含む。関係者によれば市役所、公社、民間企業それぞれが空き家対策の事業等を行い、増加していた空き家全体の数が横ばいになったと感じている。今後は、チームまちやプロジェクト継続のための資金繰りを考える必要がある。

なお、郡上市では、観光関連の事業として、観光地図の作成と配布による観光客の誘導や地域製品の販売促進につながる展開も行っている。

(4) 城泊と城下町の整備（愛媛県大洲市）

空き家対策から始められた悉皆調査、NPO団体による掃除を経て、一般社団法人キタ・マネジメントが設立された。もっとも特徴的なものは、天守閣に宿泊し城主の気分を味わえる城泊である。一泊百万円程度と高額だが、記念日に利用する人もいる。また、事業対象は広く、町中に点在する宿泊施設や商業施設に展開もしている。町中に宿泊施設を設けることで、夜も人が町の中にいることになり、地域住民からは歓迎の声もある。同社団法人で出店者の選択や配置、出店時期を考えている点も特徴である。県外からの視察も多く、知名度の高い事業である。今後は、市内の高校生など、若い世代への浸透を目指すことで、次世代への継承も視野に入れている。



国登録有形文化財である旧加藤家住宅を改修した宿泊施設。大洲を代表する近代和風建築の一つ。

【成果の活用】

本調査結果は、令和5年度調査の基礎資料として活用する予定である。

※事例調査の内容は、公表前に調査対象者に確認済み。